

## 民法改正に伴うライプニッツ係数の変更について

2020年4月1日以降、民法(債権法)改正により、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更されます。これに伴い、ご契約のしおり(約款)の規定を一部変更いたしますので、その変更の内容および変更後の補償内容についてご案内します。

### 1. 変更の概要

#### (1) 内容

2020年4月1日以降、民法(債権法)改正により、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更されます(その後3年ごとに見直される予定)。これに伴い、人身傷害保険等でお支払いする逸失利益等の計算に用いるライプニッツ係数は、ご契約のしおり(約款)に記載の値(\*1)ではなく、事故日時点の法定利率に基づき算出された値(\*2)といたします。

(\*1)ライプニッツ係数は、以下のご契約のしおり(約款)に掲載しております。

#### ① トータルアシスト超保険(新総合保険)

普通保険約款 総合自動車補償条項および一般自動車補償条項

〈別紙〉人身傷害条項損害額基準 付表2 ライプニッツ係数表、および、付表4 年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

#### ② トータルアシスト超保険(新総合保険)総合補償条項

普通保険約款 別表 傷-12 人身傷害保険金損害額基準の付表Ⅱ ライプニッツ係数表、および、付表Ⅳ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

(\*2)事故日時点のライプニッツ係数は、下記弊社ホームページに記載いたします。

([www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/covenant](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/covenant))

#### (2) 対象

2019年12月31日以前始期契約について、上記変更を適用いたします。

### 2. 変更後の補償内容

上記変更により、2020年4月1日から次に法定利率が見直されるまでの間に発生した事故における人身傷害保険金等の計算は、法定利率「年3%」に基づき算出されたライプニッツ係数を使用します。そのため、人身傷害保険等で支払対象となる損害のうち、次の①～③の損害は、お支払いする保険金の額が増加します。

	損害額の算出にライプニッツ係数を使用している損害
① 死亡による損害	「逸失利益」
② 後遺障害による損害	「逸失利益」および「将来の介護料」
③ 重大障害による損害	「逸失利益」および「将来の介護料」

上記内容について、ご不明点がある場合は、ご契約の代理店またはお近くの弊社損害サービス拠点までお問い合わせください。

なお、民法の一部を改正する法律(債権法改正)について法務省のホームページをご確認ください。

以上